

## 商法司・通商司による通貨供給政策

岡 田 俊 平

一

徳川幕府の後を受け継いで政治的経済的革新を追求した明治政府によって、商業の振興と間接税の増収をはかる機関として商法司が設立されたのは、明治元年閏四月二十五日であり、それが廃止されたのは約一年後の翌二年三月十五日であった。商法司廃止の後、その勸商業務を継承して物価の安定、金融の疎通、貿易の管理等の経済政策を担当しようとした機関は、明治二年二月二十二日外国官の下に設置されていた通商司であった。そして、この通商司もまた僅か二年余の期間存続したのみで、明治四年七月四日に廃止されたのである。経済発展の促進を目的とする商法司・通商司機構が存続した期間は、わが国の政治体制について根本的変革が推進されていた期間に対応する。このことは明治初期の経済発展過程の研究について注目すべきことである。すなわち、この

商法司・通商司による通貨供給政策

### 商法司・通商司による通貨供給政策

経済機構の推移過程は、維新政府の基本的体制を示す政体書が明治元年閏四月二十一日に公布されてから、二年一月二十日の薩長土肥四藩による版籍奉還の上表を経て、四年七月十四日廃藩置県の布告がなされるまでの期間に対応しているのである。これら一連の政治的変革は、中央集権的近代国家を建設する基本的過程であり、ロス・トウのいうところの「先行条件期の決定的な一面」であるとともに、「離陸のための必要条件」<sup>(1)</sup>となるものである。

政治体制の面においてこのような意味をもつ基本的変革が進行している時に、経済自体についても、その後進性を脱却するために維新政府は明治元年閏四月十九日「富国之基礎」を建てる手段としての太政官札を発行することを布告した。そして、この政府造出の通貨を経済社会に投入して、近代経済への発展を追求する投資活動の誘発を企図した政府は、商法司・通商司を設立し、それらに通貨供給政策を遂行せしめようとしたのである。しかしながら、商法司・通商司によってとられた通貨供給政策は、果して最初に意図された生産資金の補給、商品流通の拡大について十分な効果を期待できるような内容をもっていたのであろうか。幕藩体制の下における地域的伝統的制約の強い経済機構から、近代国家体制の下における全国的経済機構へ移行しようとする経済発展の過渡的段階において、商法司・通商司が遂行しなければならなかった通貨供給政策はどのようなものであったかの問題を、本稿において検討しようと思う。

(1) W. W. Rostow, "The Stages of Economic Growth" Cambridge, 1960, p. 7.

期	間	歳出総計	勸業貸付金
第1期	自慶応3年12月 至明治元年12月	30,505,085.967	9,011,518,450.453
第2期	自明治2年1月 至同2年9月	20,785,839.891	918,680.000
第3期	自明治2年10月 至同3年9月	20,107,672.659	661,678.064
第4期	自明治3年10月 至同4年9月	19,235,158.061	835,873.584

(明治前期財政経済史料集成, 第4巻, 歳入出決算報告書, 48~71頁)

二

明治十二年大蔵省提出の八期間歳入歳出決算報告書によると、第十四款に属する勸業貸付金の費目は商法司および通商司其他への貸金を示すものであると説明されている。そして第一期歳入出決算表(自慶応三年十二月至明治元年十二月)に、「勸業貸付金ハ一般ノ農工ヲ勸奨シ貿易ノ繁盛ヲ謀ルカ為メ、元年閏四月商法司ヲ置キ之ヲ管理セシムル所ノモノナリ」という説明が見出される。したがって、第一期より第四期(自明治三年十月至同四年九月)まで、すなわち商法司・通商司の存続した期間に当る決算表に勸業貸付金としてあげられている金額は、商法司および通商司を通じて行われた財政融資を含むものであることは明らかである。その金額は上表の通りである。

右の勸業貸付金の全額が商法司・通商司による融資額を示すものではないが、その大部分が商法司あるいは通商司による貸付金に当るものである。その説明によって知られるのである。すなわち、それは

次のように説明している。

商法司・通商司による通貨供給政策

商法司・通商司による通貨供給政策

「第二期ノ収額甚タ夥多ナルハ前期ニ於テ勸業資本ノ為メ商法司へ貸付セシ金額八百五拾九万千円余ノ内、本期ニ至リ返納セシムルモノ四百貳拾六万七千円余アルヲ以テナリ。蓋シ商法司ノ返納此ノ如ク巨額ナル所以ハ本期該司ヲ廃止シ新タニ通商司ノ設置アルニ由リ、商法司ノ着手セシ勸業ノ順序等ニ於テ大ニ改正スルモノアレハナリ。但シ其返納残金ハ已後通商司ノ管理ニ歸スルモノト為ス。」

「第四期ノ収額又巨多ナルハ四年七月通商司ノ廃停アルヲ以テ、該司ノ返納ハ本期ノ収額ニ比スルニ百分ノ八十四、三ニ当リ、其余ノ返納及ヒ利子並ニ該司ノ益金ヲ合シテ十五、七ニ当レリ。」<sup>(2)</sup>

明治元年の勸業貸付金九、〇一一、五一八円余の内八、五九一、〇〇〇円余が商法司管理額となっており、翌二年商法司廃止の際の返納金の残額四、七四四、〇〇〇円余が勸業貸付金の原資として通商司に引継がれている。これによって、第一期歳出の二八%余に当る財政資金が勸業貸付金として支出され、これが商法司および通商司による通貨供給政策の主要な資金源となることが知られるのである。第二期以降第四期までの勸業貸付金は著しく減縮しており、したがって通商司所管分としての財政支出も第一期支出額に対する補充的意味をもつにすぎないものであることが推定できよう。

農工業を勧奨し、貿易の繁盛をはかることを目的として支出された財政資金が、商法司・通商司を通じて、どのような融資方策にしたがって経済社会に投入されたのであろうか。この問題については、さきに拙稿「商法司による太政官札貸付方式」<sup>(3)</sup>および「太政官札価値安定方案について」<sup>(4)</sup>において検討を試みたところであるが、ここにその要約を示すと次の通りである。

横浜出張商法司の明治二年三月十四日調「金札下ヶ渡名前書」によると、明治元年十二月より二年三月まで横

浜出張商法司によって貸付けられた太政官札は二五八、七〇〇両であるが、そのうち洋銀をもって返済することを条件とする生糸担保の輸出資金前貸金融は一〇一、二〇〇両で全貸付額の三九％に達しており、洋銀買入資金として横浜諸商人仲間へ貸付けられた金札は九五、〇〇〇両であって、三六、七％を占めている。したがって、横浜出張商法司の貸付金総額の七五、七％に当る金額が洋銀獲得を目的として太政官札をもって融資されているのである。わが国の主要輸出商品である生糸の流通に関する金融が横浜出張商法司の主要な機能であることはいうまでもないが、この輸出金融もまた洋銀を商法司に吸収するために行われていたことは明らかである。

大阪商法司支署の明治元年中「出納勘定帳」によると、貸付金総計二、五九八、一三四両余の中四七、八％に当る一、二五〇、七二八両余が、政府発行の債務証券を担保として貸付けられている。すなわち、御親征費、関東大監察使東下費、御東幸費等、政府が維新当初必要とした会計基立金の調達によって京都・大阪商人より吸収した正貨に代わる商業資金として、太政官札を供給する方策が大阪商法司を通じて行われていたことが知られるのである。沢田章「明治財政の基礎的研究」にも、商法司の下部機構である商法会所による太政官札の貸付について、

「諸商賈が商法会所を通じて金札を拝借するには担保の必要があった。金札発行趣旨の布告面によれば、取扱ふ産物高に依じて貸与するといふのであるが、多くは御用調達金に依じた証券を担保として其調達金額だけを拝借したのである。勿論調達証書以外にも米穀、銅、麻黄、菜種等の類を担保としたものもあったが、是等は極めて少数であった」<sup>5)</sup>

と述べられている。また明治元年十月東京府下に太政官札を流通せしめるについて三井家その他、東京の豪商を

商法司・通商司による通貨供給政策

商法司知事に選び、京坂地方と同様に太政官札の運転を委ね、商業を拡張しようとする立議にも、

「右知事御撰用相成金札ヲ以正金ニ引替ヘ方御委任相成候事

別紙ノ通金札ハ市中へ御渡相成御入用金ハ調達被仰付家業差支ニ付金札御渡願出候ハバ別口ヨリ御渡相成候事、正金ニ引替ト不申候様致度事」<sup>(6)</sup>

という意見が見られる。これらの資料によって、商法司による太政官札供給政策の目標が商品流通機構の整備拡大にあったことは否定できないが、さらに政府の必要とする正貨を吸収するために太政官札を貸付け、その紙幣の国内市場における流通手段としての機能を拡充することが商法司にとって一層緊要な目的であったと考えられるのである。

商法司廃止の後、その勧商事務を引継いだ通商司は本来貿易管理機構として設立されたものであった。したがって、明治二年二月二十二日の太政官達には、各官司府藩県共器械物品を購入する場合はすべて通商司に開報し、その准許状を受けるべきことを指示しており、<sup>(7)</sup>また商法司廃止後の六月二十二日には、三府各開港場等の要地に府藩県が商業会所を建設することは、市場の流通を阻害するものであるという理由で、これらの商業会所は一切廃撤すべきことを太政官宣達をもって告示しているのである。<sup>(8)</sup>そして、明治二年五月以降通商会社・為替会社の設立を勧奨して、国内商業外国貿易の発展およびそれに関する金融の充実をはかる企業の形成に努めたのであるが、一方通商司自体においても貿易通貨の獲得、洋銀相場の安定を目的とする通貨政策を遂行していたのである。すなわち、政府は通商司を通じて為替会社設立に際して一、四七二、〇〇〇兩の太政官札を融資したのであるが、

「尚ホ別ニ巨大ノ資金ヲ通商司ニ備置キ通商司ヲシテ手カラ其ヲ運轉セシメタリ而テ其ノ目的ハ為替会社ノ力ノ不足スル所ヲ補ヒ外国商人ヲシテ利ヲ専ラニスル能ハサラシムルニ在リキ」<sup>(9)</sup>

と「貨政考要」に述べられているように、通商司自体が外国資本に対抗するために貿易金融の面に活動すべき任務をもっていたのである。そして、その主要な業務は「横浜出張通商司処務制限」によると、洋銀相場の管理を目的とする洋銀の獲得であったことが知られる。「処務制限」ニ「洋銀売買之事」として、

「是ハ当港貿易上日々多数ノ取引有之、外国商人ハ財本モ充実イタシ、相場昂低ノ機ヲ察シ或ハ方略ヲ以テ元ヲ昂低セシメ其間利益ヲ得ルノ所為モ有之候処、御国商人共ハ相敵スルノ力無之竟ニ相場之権彼ニ帰シ、貿易外ノ利ヲ収獲セラレ結局御国ノ御損耗ニ相成候儀ニ付、当司ヲイテ時々景況ヲ見計ヒ、格別昂低有之節ハ売買取扱、相場平準ヲ制シ候様致シ候ハハ御国商人共營業ノ補助ニモ相成、且又臨時御入用之洋銀其節至急ノ買入取計候テハ気配ニ係リ御損耗有之候ニ付、是又時機見計ヒ買調候様致シ候ハハ頗省費ノ廉ニモ相成」<sup>(10)</sup>

と、横浜通商司が洋銀相場安定のため、また政府の必要とする洋銀獲得のために洋銀売買を行うことを規定しているのである。

横浜出張通商司の明治二年中「出納勘定取調書」も、通商司の収支が洋銀売買を中心として行われていることを示している。<sup>(11)</sup> この洋銀収集の任務は、また横浜為替会社によっても担当され、洋銀券発行政策の実施に展開しているのである。明治二年九月十五日の通商司提出の議案にも、

「目今洋銀ノ時価日ヲ逐テ騰昂シ商民ノ之ヲ苦ムヤ少小ナラス、蓋シ向キニ前橋以下ノ九藩ニ楮幣ヲ貸付シ、管轄地ノ産物ヲ外国商賈ニ輸売シ洋銀ヲ収メ得テ之ヲ還納セシメ以テ彼此ノ便ヲ謀リシニ、豈ニ期セン藩人無

商法司・通商司による通貨供給政策

識ニシテ還納ノ期ニ迫リ別ニ洋銀ヲ買収シ為メニ此ノ患害ヲ来サントハ、請フ各藩ノ洋銀ヲ以テ還納スルヲ止メ、而シテ官府若シ洋銀ヲ需要スル有ルヤ其ノ前日ヲ以テ横浜通商会社ニ下命セハ、則チ決シテ支障スル無カ  
ル可キナリ。」<sup>92</sup>

とあり、洋銀による返済を条件とする勸業貸付金は、その清算に際して洋銀需要を増大し、却って洋銀相場を騰貴せしめる弊害のあることを指摘し、むしろ政府の要求する洋銀は、通商司の管轄する横浜通商会社において調達すべきであることを説いているのである。そして、洋銀収集についてのこの方針は大蔵省、民部省合議の上決定されたのである。

このように通商司はその本来の任務である貿易管理事務を、横浜出張通商司およびその管轄下にある横浜通商会社・為替会社の機構を利用して遂行せしめるとともに、貿易通貨の需給関係を調節せしめようとしていたことが知られるのである。

- (1) 「明治前期財政経済史料集成」第四卷、歳入出決算報告書、五五頁
- (2) 同右、一八頁
- (3) 「成城大学経済研究」第十六号
- (4) 同右、第十七号
- (5) 沢田章「明治財政の基礎的研究」一三八頁
- (6) 「貨政考要」下編、二〇―二二頁
- (7) 「明治前期財政経済史料集成」第二卷、大蔵省沿革志、四六頁
- (8) 同右、第三卷、二五九頁



(9) 「貨政考要」下編、七五—六頁

(10) 同右、七七頁

(11) 「大隈文書」A三三四〇、拙稿「太政官札価値安定方案について」(成城大学経済研究、第十七号)

(12) 「明治前期財政経済史料集成」第三卷、大蔵省沿革志、二六六頁

### 三

大阪商法司による融資のうち、会計基金調達証文を担保とする太政官札貸付が大きな比率を占めていることは、さきに述べたところである。このような融資方法がとられたのは、維新政府が太政官札発行以前に御親征費、関東大監察使東下費等、関東地方平定のための軍資金を必要とし、それを調達した京都大阪を中心とする地方の諸商人に対し、明治元年五月十五日より発行された太政官札を商業資金として補充するためであった。

また太政官札発行後においても、その流通範囲は京阪地方に限定されていた。東海道筋の藩々へ太政官札流通についての布告がなされたのは八月十四日であり、<sup>(1)</sup>東京府において太政官札流通の方法が定められたのは同年十二月六日のことであった。<sup>(2)</sup>したがって、御東幸費に關しても京阪地方および東京府下の商人より正貨を調達し、後にその調達債務証書を担保とする太政官札貸付の金融政策を採用しなければならなかった。こうして正貨と太政官札の交換が商法司の通貨供給政策として重要な意味をもつことになったのである。

維新政府は関東、東北地方を平定して、近代国家としての政治体制を確立していく過程において巨額の正貨を

#### 商法司・通商司による通貨供給政策

必要とした。しかもその正貨のほとんどすべてを京阪およびその周辺地域より吸収して、これを太政官札流通不可能な地方での支出にあてる通貨政策をとられねばならなかった。御東幸費調達のために岩倉具視自から臨時御東幸会計事務を総裁し、「三井、島田、小野三組為替方に命じて出納に従はしめ、出来得るだけ太政官札と正金とを交換するに努力」し、また京阪地方において六月・七月に亘って二六、〇〇〇両の太政官札を正貨に交換することを命じたことも、商法司による会計基金証文担保の通貨供給政策とその軌を同じくするものである。しかもこの京阪地方における正貨収集政策の実施に当っては、遂に政府は「正金百両に付、金札は七兩三歩の打歩を付して買上げたのである。」

このような太政官札供給政策がとられた結果、太政官札流通地域においては正貨の域外流出と地域内における紙幣価値の低落、経済の不安定を生じ、太政官札の流通地域内と地域外の間には価格体系の混乱を惹起するに至ったのである。これに対して、横浜出張商法司および通商司によって行われた洋銀収集の通貨政策はどのような意義をもっていたのであろうか。

「貨政考要」は明治初期の経済政策について、

「明治初年ヨリ七八年ニ至ルノ間ハ政府ハ理財上非常ノ干渉政略ヲ行ヒ、頻ニ資本ヲ貸付シテ国産ヲ興シ、或ハ自ら農工ノ業ニ従事シタリ」<sup>(5)</sup>

と述べているが、民間に融資した資金あるいは直接投資した資本額については計数未調として明らかにしていない。ここで考えられることは、維新後のわが国の経済が急速に資本主義的経済組織へ移行しようとする過渡期において、社会的間接資本形成に関する積極的な投資活動が政府内に生起し、しかもこのような資本形成を実現す

るためには、設備・技術の大量輸入が不可欠であり、したがって対外支払手段としての洋銀に対する需要が財政投資部門において増大したというのである。このようなことは、横浜出張出納司においても多額の洋銀が買入れられ、そのうちから燈明台建設費、船舶購入費等の支出がなされていることによっても推察されるのである。

明治元年十二月より二月までの横浜出張出納司の勘定張によると、次のような洋銀収支が見られる。

明治元年十二月、二年正月申中収入合計金一〇万両、洋銀一〇〇、七〇一枚八一であり、その内訳は次の通りである。

「一、金六〇、〇〇〇両 東京出納司より繰込金三三〇

二、金三六、〇〇〇両 神奈川県十里郡内村々より御収納金二〇

三、金四、〇〇〇両 御用途へ差出金（信州三輪村宇兵衛および松代和泉屋直治納）二〇

四、洋銀一〇〇、七〇一枚八一 買上洋銀八口分、買入平均相場銀五二匁一一六一五」

右の収入金に対して、支出合計金八七、七二四兩二分二朱、洋銀五七、六五八枚八三であり、その内容は次の通りである。

「一、金一〇、五〇〇両 洋銀一二、一二一枚二二二御買上、

一枚ニ付五一匁九七五替、中沢五兵衛渡

一、金一三、一〇〇両 洋銀一五、〇〇〇枚御買上、

一枚ニ付五二匁四替、榎本六助渡

一、金二〇、〇〇〇両 洋銀二三、〇九九枚一三三御買上、

商法司・通商司による通貨供給政策

一枚ニ付五一匁九五替、中沢五兵衛渡

一、金五、三〇〇兩 洋銀六、一六二枚七九御買上、

一枚に付五一匁六替、右同人渡

一、金六、六九九兩三分 洋銀七、八三五枚九六五買入

一枚ニ付銀五一匁三分替、三井八郎右エ門出店渡

一、金一、八七〇兩 洋銀二、一六三枚九三四買入、

一枚ニ付銀五一匁三替、右同人渡

一、金一〇、〇〇〇兩 洋銀一、四九四枚二六御買上、

一枚ニ付銀五二匁二替、吉田幸兵衛渡

一、金二〇、〇〇〇兩 洋銀二、八二四枚五一六御買上、

一枚ニ付五二匁五七替、茂木惣兵衛渡

一、金二四七兩二分 包座出張貨幣司上下三十三人、

一日一人ニ付金一分二朱ツツ旅籠代

一、金七兩一分二朱 燈明台掛外国人応接之節相用候諸道具代

洋銀六〇三枚半

一、洋銀五五、〇〇〇枚 燈明台懸ソナリス船御買上之代、

早沢庄四郎渡

一、洋銀一、三二二枚半 燈明台懸合葉三百樽御買上之代

右同人渡

一、洋銀四〇〇枚 燈明台掛石炭四拾屯御買上代、

右同人渡

一、洋銀一五〇枚 燈明台掛日本国並支那国絵図船時計御買上代

右同人渡

一、洋銀一九二枚八三 燈明台掛鉄物類御買上代、

右同人渡<sup>(6)</sup>

右の支出項目を見ると、洋銀買入のために支出された金は支出合計の九九%に当る八七、四六九兩三分であつて、それ以外の支出は僅かに二五四兩三分二朱にすぎない。そして洋銀支出はすべて燈台建設に関する諸費であることが知られるのである。さらに、明治二年二月勘定張を整理すると次のような結果が見られる。

収入

一、金一二、二七五兩一分二朱

正月繰越金銀

洋銀四三、〇四二枚九八

二、金一七〇、〇〇〇兩 東京出納司より繰込金

三、金二三、四二八兩一分一朱 金札二〇、〇〇〇兩と交換分、内六、〇〇〇枚は四〇匁二五替、一四、〇〇〇

〇枚は四〇匁三替

商法司・通商司による通貨供給政策、

商法司・通商司による通貨供給政策

錢二一六文

四、金札四〇、〇〇〇兩 商法司より繰込札

五、金札五〇、〇〇〇兩 東京出納司より繰込札

六、洋銀一九二、四〇五枚二二五五 買上洋銀一二口分

七、錢一一〇貫文 買入兩替相場、一一貫文、此金一〇兩

金一九五、七〇三兩二分三朱

金札九〇、〇〇〇兩

洋銀二三五、四四八枚二〇五五

錢一一〇貫二一六文

収入合計

支出

一、金一七四、二五四兩三分三朱 洋銀買入代金、一〇口

錢六九七文

二、洋銀二〇一、五二七枚八三 外国商社より借入洋銀返済、

質入金銀請戻し代り金、四口

三、洋銀二〇、〇〇〇枚 箱館府買入外国船代、一口

四、洋銀三、九〇一枚二 燈明台ソンスライス船々將已下給料

其外諸入用、二口

五、金二、二二六兩三分一朱

金札二二、五九六兩一分一朱

錢七貫四〇一文

燈明台関係製造費、營繕費および燈明台掛役人給料、旅費等  
五口、(金紙混用支払)

六、金二三六兩一分

金札七一兩一分二朱

横浜包座營繕費、旅費、その他諸入用四口(金紙混用支払)

錢五貫八九五文

七、金一兩二分

金札一、〇三七兩三朱

横浜出張商法司役々給料、旅費、その他四口(金紙混用支払)

錢二貫八三二文

八、金一〇兩 錢買入代金

金 一七六、七二九兩二分

洋銀 二二五、四二九枚〇三

金札 二四、三四四兩三分二朱

錢 一六貫八二五文<sup>(7)</sup>

支出合計

右にあげた横浜出張司の二年二月中勘定帳によつても、正金支払の九八％は洋銀買入資金に当てられ、洋銀保有額の八五％余は外国商社より借入れた洋銀返済のために支出されて、二月末には僅かに一万弗余の洋銀を残すのみになっていることが知られるのである。この出納司の例によつて、維新政府の洋銀に対する需

商法司・通商司による通貨供給政策

商法司・通商司による通貨供給政策

要は旺盛であり、獲得した洋銀は経済発展の基礎的条件を創出するための社会的間接資本に関する投資あるいは民間投資活動に対する誘発要因としての官営工業の設備投資に向けられていたことが察知できよう。

八期間決算報告書の中、鉄道・通信・鉱山等公共投資・官営事業投資に関する財政支出のうち、技術・設備等の輸入を必要としたと思われる費目を抽出すると次表の通りである。

この表にあげた支出金額の全額が、社会的間接資本の形成におよび官営工業に関する投資額を示すものとはいえないが、その大部分は鉱山、燈台・電信其他の設備に関して投資されたものと推定することができる。というのは八期間決算報告書に次のような説明が見られるからである。すなわち、第一期について、

「電信諸費ハ当時先ツ横浜裁判所ヨリ同港弁天燈台局ノ間ニ電線ヲ架設セントスルノ費用及ヒ器械ノ購入代價ナリ。燈台諸費ハ旧幕府ノ時既ニ各国ト締約アリ、乃チ之ヲ繼承シテ元年六月已降燈台建築ノ事業ニ着手セシ所ノ費用ナリ、製鉄所諸費ハ横須賀横浜ノ製鉄所ニ属スル費用及ヒ長崎製鉄所ニ使用スル器械ノ購入代價ナリ。」

船舶買入及ヒ修繕費ハ太陽丸浪華丸等ヲ購入シ運輸ノ利源ヲ開カントテ之ヲ商法司ノ管理ニ属セン

所ノ費用及ヒ諸船ノ修繕費ナリ。<sup>(8)</sup>

道 設 費	鉄 建 費	入 繕 及 費	買 修 船 費
円	円	円	円
1,561,490	958,774	76,267	138,311
		116,963	1,721

とあるように、わが国経済の近代化を推進する条件を整えるために必要な基礎的輸入に関する財政支出が決して少くなかったのである。鉄道建設のためには明治三年外債募集によって、その資金を獲得しているが、それ以外の燈台・電信・運輸・鉱山等に関する器械設備類の輸入に必要な支払手段につい



期 間	鉾山諸費	電信諸費	燈台諸費	製 鉄 所 費 諸	海 外 留 学 費	雇 外 国 人 給 料 其 他
第 1 期	16,627	3,739	43,669	256,362	4,200	70,904
第 2 期	131,376	4,273	223,411	231,971	18,096	125,596
第 3 期	262,930	9,702	282,275	357,085	70,898	285,494
第 4 期	308,552	5,853	387,459	462,188	153,493	145,873

(「明治前期財政經濟史料集成」第4巻，歳入出決算報告書48—71頁)

ては、太政官札と交換收受した正貨、あるいは生糸その他の輸出によって獲得される洋銀に依存せねばならなかった。ここに洋銀による返済を条件とする太政官札供給政策が、商法司・通商司によって行われた理由が見出されるであろう。このようにして、洋銀あるいは正貨の吸収に努めた維新政府の通貨政策は、国際均衡の維持に重点をおくとともに、一方においていわゆる成長通貨としての太政官札を国内市場に流通せしめる資金配分方式をとったのである。しかしながら、この太政官札が維新政府によって期待されたような機能を果たすことができたであろうか。明治初期の經濟発展に対する太政官札を手段とする資金供給政策の効果は検討すべき重要な問題であろう。

- (1) 「貨政考要」法令編、第二巻、四頁、
- (2) 沢田章「明治財政の基礎的研究」二二—三三頁、
- (3) 同右、七五—六頁
- (4) 同右、二二—一頁
- (5) 「貨政考要」下編、一八頁、
- (6) 「大隈文書」A三二八六、
- (7) 同右、(勘定帳支出合計のうち錢による支出は一六貫八七三文となつていが、錢支出項目を合計すると一六貫八二五文となるので、その金額を示しておく。)

#### 四

太政官札発行の目的は、維新変革によって生じた在来金融機関を中心とする信用取引の崩壊、問屋機構を中心とする商品流通の停滞等の經濟的混乱状態を收拾することであり、その目的を達成するために商法司・通商司の制度が創設されたのである。しかしながら、維新政府は関東・東北地方平定の軍事費として正貨を調達し、また經濟發展の基礎的条件を整備するために洋銀を収集しなければならなかったために、さきに述べたように商法司・通商司をして太政官札と正貨・洋銀との交換を行わしめるに至ったのである。

このような通貨政策によって太政官札が供給された結果、国内市場における流通は正貨と政府紙幣の混用によって支えられることになり、しかも政府紙幣は社会的信認を受けること薄く、その価値は正貨に対して低落するに至った。大阪における紙幣相場は、明治二年二月中の最高四三匁、最低四一匁三四であり、横浜出納司による支払の場合には、二月中勘定帳に最高四二匁五、最低三八匁三の紙幣相場が見られるのである。紙幣価値の下落は金紙混用の国内市場において、正貨基準と紙幣基準の二つの価格体系を生み出し、正常な投資活動を阻害する要因を作り出した。「貨政考要」に明治初期の民間企業における投資活動について、

「此ノ十年間ニ於テ民間ノ有志者カ国益云々ト申立政府ニ向テ扶助ヲ請求シタルモノ或ハ鉱山或ハ漁業或ハ商業或ハ農事改良等其類千差陸統踵ヲ接シタリ而テ從テ起リ從テ倒レ真ノ国益ヲ為シタルハ極テ稀レニシテ當時

会社ノ信用ハ地ニ落ち会社ノ名称ハ人民ノ嫌忌スル所トナレリ」<sup>(1)</sup>

と、経済活動の価値基準が混乱したために、価格変動を利用する投機的利潤追求の投資は行われるにしても、基礎的生産活動における投資の経済効果は十分に結実するに至らなかった状態を述べている。しかしながら、維新政府が殖産興業の目標をかかげて実施した通貨供給政策、近代産業の官営政策が、民間企業に対する投資意欲を誘発する効果をもっていたことは、右の「貨政考要」の記述からも察知できるであろう。

明治維新の草創期において、民間企業に関する投資意欲が鉄道、海運等の交通部門にあらわれたことは、拙稿「明治初期における民間企業の生成について」<sup>(2)</sup>に述べたところであるが、その他の産業部門においても、次のような投資意欲が生起していた例をあげることができるのである。

明治二年十月、民間企業として東京横浜間の鉄道建設を申請した横浜商人中屋徳兵衛、門屋幸之助、門屋繁次郎は、三年一月通商司の下に設立された回漕会社の頭取に任ぜられたが、彼等は海運業発展のためには、従来わが国に存在しなかった船舶保険、積荷保険等の海上保険業の創設する必要があることを説いている。

「右海上受合金として金札三拾万兩、回漕会社ニ御下ケ渡被下置(横浜表海岸通り今般御埋) 蒸気船帆前船共買入候者有之候節ハ右元金より御手伝ひ被仰付(從令、拾万兩之船ニ候ヘハ八万兩御貸付ケ) 其外請合相附候荷物為替御貸渡被下置、式分五厘之割合ニ而利足御取建ニ相成候得ハ、一ヶ年ニ平均三割余無相違相当可申、其上月々利ニ利を加ヘ受合金并御貸附ケ等之利金ニ而式ヶ年半相立候得ハ、慥ニ一倍ニ罷成候間、拾艘之請合仕、一ヶ年平均式艘ツツ破損致候而も十ヶ年平均仕候得ハ、御損失ハ扨置、必以利益ニ相成可申と奉存候」<sup>(3)</sup>

すなわち、太政官札三〇万兩の財政融資を受けて船舶保険と積荷保険業を創設し、また西洋型船舶買入資金に

商法司・通商司による通貨供給政策

ついでに金融、積荷に対する荷為替金融をも兼業する計画を立て、その事業に発起人も各自一、〇〇〇両づつを出資する意志のあることを述べているのである。

明治三年八月付の横浜商人中川屋嘉兵衛、岸田銀次、越後の平野保之丞等による「石脳油御免状奉願上候」という租税司宛の出願書には、

「昨已九月中仮御免状頂戴仕越後表ニ罷越会社取結候上、右油製造方致度段富民共ニ及自談候処、早速承諾仕、組合四拾人と相定、一口五百両ニ而都合貳万兩相調申候」<sup>(4)</sup>

と、石油業の設立について民間資本の結合が行われていることが説明されている。さらに同年十月二日付再願書には、

「米利加国エ注文仕置候石脳油掘方并ニ製造方機械共既ニ横浜表ニ着船仕居申候義ニ付、何卒社中之人氣ヲ不折様仕度奉存候間、今年積雪中ニ而も早速掘方ニ取掛り度奉存候」<sup>(5)</sup>

とあり、石油採掘と精製の機械がアメリカから輸入されていることが述べられているのである。

右に例をあげたように、明治維新草創期において早くも民間企業に対する積極的な投資意欲の生成が見られ、廃藩置県後の明治六、七年の頃よりこの現象は各種産業分野に興隆拡大するのである。維新政府の富国強兵政策を基調とする社会的間接資本の形成、近代産業の官營政策による公共投資の増加は、わが国の経済発展に必要な先行的条件を充足し、民間企業の生成を誘発することを目標とするものであったが、このためにとられた商法司通商司による通貨政策は、基礎的輸入に必要な洋銀獲得のため、太政官札と洋銀の交換、国内通貨としての太政官札の流通性拡大、洋銀による対外支払の方式をとらねばならなかった。

維新政府はこのような通貨政策によって国際均衡の維持に努めたのであったが、その方式は一方において、国内市場に不健全通貨の流通を強行し、国内経済の安定を犠牲にする要素を含むものであった。したがって、維新政府は富国強兵政策と並行して殖産興業政策を推進することによって、国内市場に対して太政官札を流通手段とする生産資金の供給、国内市場の拡大をはかり、商法司・通商司の下に商法会所・通商会社・為替会社を設立せしめて、民間企業の生成に関する誘発効果を期待したのであった。

- (1) 「貨政考要」下編、一八頁
- (2) 「成城大学経済研究」第十五号
- (3) 「大隈文書」A二九一六
- (4)(5) 同右、A四〇〇七

(本稿は財団法人清明会の研究助成による共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関する成果の一部である。)